



## クリエイト通信 会長 小桐 正彦

居酒屋へ行って最初に注文するのは『とりあえずビール』

みなさん、こんな経験がありませんか。

Aさんはまじめなサラリーマン、Aさんの奥さんはパート勤め、マイホームを持ち老後のことを考え貯蓄もしておりました。この夫婦には子供さんがいません。Aさんは自分が亡くなったら全財産は奥さん(妻)にいくと思っていました。相続人はAさんの奥さんと、「Aさんの兄弟姉妹」も相続人になるのですよ、と言ったらビックリしておりました。(Aさんのご両親はすでに他界) Aさんの兄弟姉妹には遺留分はありません。とりあえず便せんに全財産を遺言者の妻〇〇に相続させると遺言書(自筆証書遺言)を作成しておけば、マイホーム・老後の生活費(預貯金)を確保する事ができます。『とりあえず遺言』を作成した方が良い人が大勢おられます。自分は大丈夫と思っておられる方

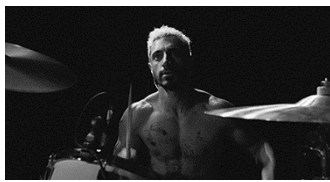
が多い事。

遺言が絶対必要な人がいます。『とりあえず遺言』が有ると無いでは、天国と地獄の差になります。自筆証書遺言作成には、要件がありますのでご確認をしてください。『とりあえず遺言』を作成して、後日公正証書遺言に作りかえることも良いでしょう。

\*最近の相続は、相続人の権利意識が強く、義務をはたさなくても権利だけはしっかりと主張します。審判官ですらできない、法定相続分を変えられる人が一人だけいます。それは、被相続人となる人です。方法は【遺言】です。法定相続は平等ですが公平とは限りません。公平を保つ唯一の方法は【遺言】です。



### 12月・1月の上映作品



**サウンド・オブ・メタル**  
聞こえるということ(アメリカ)  
12月24日(金)~12月30日(木)



**皮膚を売った男**  
(チェルノブイリ、フランス、ベルギー、スウェーデン、ドイツ、カタール、サウジアラビア)  
12月31日(金)~1月13日(木)



**TOVE トーベ**  
(フィンランド、スウェーデン)  
12月3日(金)~12月16日(木)



**聖地 X(日本)**  
12月31日(金)~1月13日(木)



**SAYONARA AMERICA**  
(日本)  
1月14日(金)~1月27日(木)



**スターダスト**  
(イギリス、カナダ・PG12)  
12月3日(金)~12月16日(木)



**スウィート・シング**  
(アメリカ)  
1月14日(金)~1月20日(木)



**かそけきサンカヨウ**  
(日本)  
12月10日(金)~12月23日(木)



**梅切らぬバカ**  
(日本)  
1月14日(金)~1月27日(木)



浜松市中区田町 315-34 笠井屋ビル 3F  
TFL 053(489)5539  
URL <http://cinemae-ra.jp>

本チラシをお持ちの方、3名様までお一人1,200円に割引致します。有効期限: 2022年1月末まで

## 開運アドバイザー 大庭 佳高 先生



### 「十干と十二支のお話」

年末も近くなり、来年の事が気になる時期になりました。年末が押し迫ると「来年の干支は〇〇で・・・」といったニュースも流れることが多くなります。干支と書いて「えと」と読んでいますが、本来読まない漢字ですよ。本当は干支とは「干」と「支」の2つを指す言葉なのです。干は「十干」、支は十二支を表しています。十干とは、「甲 乙 丙 丁 戊 己 庚 辛 壬 癸」の10種類。「こうおつへいてい・・・」と読むと「聞いたことある！」という方が多いと思います。2022年はこのうちの「壬」になります。十二支はご存じの「子丑寅卯辰巳・・・」の12種類ですね。来年は「寅」、「虎」ではないのか不思議ですが、古代中国で元々あった漢字表現に動物の名前を当てはめたために変わった表記になったそうです。来年は「壬」「寅」の影響を受け、人間社会が進んでいくことになります。

(磐田結婚相談サービス代表 大庭佳高)

## 不動産のはなし 担当 山下 哲也



### 「第2次浜松市空家等対策計画」

以前この欄で浜松市の空家対策について書いたことがあります。国が平成26年に制定した「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、平成29年に浜松市が策定した「浜松市空家等対策計画」(以下「第1次計画」)のことです。これは浜松市が専門家等の意見を基に検討した空家対策の基本指針なのですが、計画期間の5年が経過する為「第2次浜松市空家等対策計画」(以下「第2次計画」)を策定することになります。これに伴い10月15日～11月15日の期間でパブリックコメントが実施されていました。私は「第1次計画」の時には意見提出をされていて、今回もと思っていたのですが募集を見逃してしまい期間が過ぎてしまいました。(泣)

パブリックコメントの募集においては「第2次計画」(案)が公開されます。基本方針・現状と課題・対策・実施体制等が様々なデータと共に書かれているのですが、興味深いデータがありました。「特定空家等に対する措

置」についてのものですが「第1次計画」の期間中に認定された「特定空家等」に実施された措置の種別と件数が表になっていました。

「特定空家等」は特別措置法で規定された「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険・・・と認められる空家等をいう」として各自治体が危険であると認定した空家です。「特定空家等」に認定されると、その所有者に、指導、勧告、命令、代執行等の指導が実施されるのですが、「第1次計画」期間中の件数がこの「本計画」(案)内で公開されていました。紙面の関係でこの表を載せられないのですが、しっかりと代執行まで行われているケースがあるのがわかります。また指導・勧告をしているのにも拘わらず「特定空家等」の認定件数に比して、解決済の件数が少ないのも確認出来ます。

「第2次計画」ではこの解決件数が多くなる事を祈ります。



## ★無料個別相談会のお知らせ

★ 毎月第3土曜日

午前9時～午前12時

相談予定日 12月18日・1月15日

専門家がお答えします！

税理士・司法書士・耐震診断補強相談士・社会保険労務士

相続アドバイザー・宅地建物取引士・ファイナンシャルプランナー

電話にてご予約下さい TEL447-7941



発行所 地元で31年・・・  
不動産・相続アドバイザー

クリエイト・ジャパン浜松西株式会社

〒432-8061 浜松市西区入野町 16102-10

TEL 053-447-7941・FAX053-447-7948

Eメール: [curieito@ka.tnc.ne.jp](mailto:curieito@ka.tnc.ne.jp)

HP: <http://www4.tokai.or.jp/CURIEITO/>